参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和６年２月14日

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官
原　崇

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本業務は、福島県双葉郡浪江町川添地区において復興庁が行う福島国際研究教育機構の施設整備にあたり、その敷地整備に関する設計・工事等（以下、「工事等」という。）の業務を委託するものである。本業務については、復興庁に代わって公共工事の発注を適切に行う必要があるほか、復興庁設置期間内での順次供用開始を目指し、各工程を迅速かつ着実に進めなければならないという特殊性に鑑み、関係法令の規定に準拠した工事等の発注や全体工程管理・関係者間調整に係る技術的要件等を求めている。

このため、上記を満たす特定の者を相手方とすることを予定しているが、特定の者以外で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

２．業務概要

（１）業務名

福島国際研究教育機構の敷地整備に関する業務

（２）業務構成

①　造成設計・工事の総合調整

・　全体調整会議の運営支援、技術的助言
・　基本スケジュール案、事業展開計画案、年度計画案の作成

②　造成設計・工事の実施

・　造成設計に係る公共施設管理者等との事前協議資料作成、協議支援
・　現場調査、基本設計、実施設計、積算
・　工事発注手続、請負契約の締結
・　工事施工に際した地元説明資料作成、説明会支援
・　工事手続に係る各種図書作成
・　工事の監督及び検査

③　宅地の引渡し

・　用地引渡しに係る測量、図書作成

・　将来公共施設用地の帰属に係る関係管理者との協議支援

④　①から③までの業務に附帯する業務

・　工事実施期間の工事区域の用地管理

・　未買収地の地権者対応方針に基づく工事対応

（３）履行期限

令和７年３月３１日

（４）その他

上記のほか、当庁ホームページにおいて公表されている「福島国際研究教育機構の施設基本計画」（令和６年１月30日、復興大臣決定）及び「福島国際研究教育機構の施設基本計画策定に向けて」（令和６年１月、福島国際研究教育機構施設の在り方に関するアドバイザリー会議）も参照すること。

３．応募要件

（１）基本的要件

下記の①~④をすべて満たすこと。

①　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

③　復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

④　暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

（２）その他技術力等に関する要件

下記の①~⑥のすべてについて、要件を確認できる書類が提出できること。

①　福島県内に本支店営業所があり、かつ浪江町内に詰所等が存在する又は速やかに設置が可能であること。

②　軟弱地盤対策を含む10ha以上の敷地整備の実績及び技術的知見があること。

③　造成工事と建築工事が錯そうする事業における関係者間調整の経験があること。

④　国または地方公共団体の施設整備事業における全体工程管理の経験があること。

⑤　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）等の関係法令の規定に準拠して、工事等を発注・監督等できること。

⑥　相双地域における建設業の情勢・動向等に精通していること。

４．手続等

（１）担当部局

復興庁福島国際研究教育機構室　北川峻一（きたがわしゅんいち）

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関３－１－１中央合同庁舎第４号館６階

ＴＥＬ：03-6328-0233 （直通）

ＦＡＸ：03-6328-0293

（２）説明書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和６年２月１４日から令和６年３月１４日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の毎日、１０時００分から１７時００分まで（来庁にあたっては事前に（１）まで電話連絡をすること）

②交付場所

（１）に同じ。

③交付方法

交付場所において配布する。

④交付書類

説明書、参加意思確認書、暴力団等に該当しない旨の誓約書、参加意思確認書審査について

（３）参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和６年２月１４日から令和６年３月１４日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の毎日、１０時００分から１７時００分まで（来庁にあたっては事前に（１）まで電話連絡をすること）

②提出場所

（１） に同じ。

③提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

５．その他

（１）予算その他当庁の事情により、本業務の発注手続きを中止する可能性がある。

（２）詳細は説明書による。

以上